

鳥取県告示第 321 号

鳥取県告示で定める要綱等の形式を左横書きに改正する規程（平成 11 年鳥取県告示第 779 号）は、平成 19 年 3 月 30 日限り廃止する。

廃止前の鳥取県告示で定める要綱等の形式を左横書きに改正する規程（以下「旧規程」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規程第 1 条第 1 項に規定する既存告示については、旧規程の規定は、廃止の日後もなおその効力を有する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博